

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例

札幌市営住宅条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第32条第4項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。
- (2) 別表1シビックコート苗穂駅前の項及びMILD発寒の項を削る。

附 則

- 1 この条例中別表1MILD発寒の項を削る改正規定は令和2年1月1日から、同表シビックコート苗穂駅前の項を削る改正規定は同年3月1日から、第32条第4項の改正規定は同年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日前に到来した支払期に係る改正前の第32条第4項の利息については、なお従前の例による。

（理 由）

公営住宅法の一部改正に伴い、不正行為によって市営住宅に入居した者に対する徴収額に係る利率を改めるほか、市営住宅2団地の用途廃止を行うため、本案を提出する。